

売主の担保責任 管業 H27-40-4 <<#432>>**【問】 正誤をつけよ。**

民法では、売主の担保責任の内容として、損害賠償の請求、契約の解除、代金減額の請求の3つのみが定められている。

【答え】 誤り**<<ポイント1>> 買主の追完請求権**

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して**契約の内容に適合しない**ものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる**履行の追完を請求することができる**。（民法 562 条 1 項本文）

<<ポイント2>> 買主の代金減額請求権

前条第 1 項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に**履行の追完がない**ときは、買主は、その不適合の程度に応じて**代金の減額を請求することができる**。（民法 563 条 1 項）

<<ポイント3>> 買主の損害賠償請求及び解除権の行使

前 2 条の規定は、「**債務不履行による損害賠償**」の規定による**損害賠償の請求**並びに「**催告による解除**」及び「**催告によらない解除**」の規定による**解除権の行使**を妨げない。（民法 564 条）